

## D1 グランプリシリーズプロモーション規定

2016年1月1日改定

D1 WORLD ASSOCIATION（略称：D1WA）は、世界約40国で開催されているドリフト競技の創始者として、つねに他（団体およびシリーズ）に先駆けた話題作りを心がけると同時に、その情報を国内外に最大限拡散することを第一のテーマとする。それにより、ファン、観客、テレビ視聴者、スポンサーの満足度向上を目指し、その結果として得られる関係者の利益拡大のために、D1 グランプリシリーズプロモーション規定を設ける。エンタラントはこの規定を遵守するとともに、関係者への周知徹底を図らなければならない。なお本規定に定められぬ事象が発生した場合、そのすべての基準と判断はD1 JAPAN ORGANIZATION（略称：D1JO）によって定められ発令され、エンタラントはその決定に従わなければならない。

### 1. シリーズプロモーター

D1 グランプリシリーズ（シリーズ戦とエキジビション戦、プロモーションイベント等を含む）のシリーズプロモーターは株式会社サンプロスであり、D1 グランプリシリーズの商標権・商業権を保有管理する。D1 グランプリシリーズの主催者および日本におけるD1 代表機関はD1 JAPAN ORGANIZATIONであり、それは株式会社サンプロスのD1 事業部である。

- 1) D1 グランプリシリーズのロゴマークは、シリーズプロモーターの登録商標である。シリーズプロモーターは当該商標を管理運用する知的財産権を保持する。
- 2) D1 グランプリシリーズならびにそれに付随するイベントの公式映像を撮影制作し、保有、管理、運用する映像権と、その映像をテレビ、ウェブ、DVD等のメディアを通じて放映する放映権を有する。
- 3) シリーズプロモーターが撮影する映像を公式映像とする。またシリーズプロモーターは全すべての参加車両に車載カメラを搭載する権利を有するとともに、その搭載位置はほかに優先され、エンタラントはそれを拒否できない。
- 4) シリーズプロモーターは、公式映像を最低1メディアで放映することをエンタラントへ保証する。
- 5) エンタラントや共同主催者より預託された肖像権を一括管理し、各当事者にとっての利益の最大化を図る。
- 6) 肖像権の管理運用は以下の通り実施される。
  - ① シリーズプロモーターが保持する肖像権（映像、動画、静止画、フィルム、音声、音響等を含むがそれらに限らない）を、各種メディアを通じて配信し、その最大限の露出を図る。
  - ② D1 グランプリシリーズおよびエンタラント、主催者にとって不利益となるような肖像権の乱用を防止する。

### 2. 肖像権

- 1) エンタラントに帰属するすべての者（代表者、監督、ドライバー、ピットクルー、マネージャー、ピットクルー以外のスタッフ、レースクイーン、ほか）は、エンタラントの管理下におかれ、その肖像権は預託されていなければならない。
- 2) エンタラントが所有または管理する車両のカラーリング（それに付随するエンタラントのスポンサーのロゴマークを含む、バイザーステッカーおよびフェンダーステッカーは含まない）は、人とおなじ個々に独立した肖像を持ち、唯一無二のものであり、その肖像権はエンタラントに帰属する。
- 3) サーキットの名称、設備、コースレイアウト等の肖像権はサーキットに帰属する。特設会場

の名称、設備、コースレイアウト等の肖像権はシリーズプロモーターに帰属する。

- 4) エントラントは本項 1) および 2) の肖像権をシリーズプロモーターに預託しなければならない。
- 5) シリーズプロモーターは本項 1) から 3) の肖像権等を含む D1 グランプリシリーズ全体の肖像権(映像、静止画、動画、フィルム、音声、音響を含むがそれらに限らない)を保持する。ただし、エントラントが撮影をおこなう場合、事前に D1 JAPAN ORGANIZATION を通じてシリーズプロモーターに申請(車載映像・会場内映像撮影申請書・誓約書の提出)をおこない、その主旨と内容が「D1 グランプリシリーズの発展、ファン、シリーズスポンサーの便益にとって価値あるもの」と判断され、許諾された映像はその限りではない。6) シリーズスポンサー以外が D1 の肖像を無断使用してはならない。

### 3. D1 JAPAN ORGANIZATION

D1 JAPAN ORGANIZATION とは、日本国内における D1 グランプリシリーズまたは D1 関連イベントを統括する D1 代表機関であり、D1 グランプリシリーズを主催するとともに下記項目を実施する団体である。

- 1) D1 グランプリシリーズ全体の振興を計画するため、認知度向上、会場への来場促進、来場者および非来場者の満足度向上、D1 グランプリシリーズのブランドイメージ向上のため興味ある企画の立案とその内容の情報発信を実施する。
- 2) 日本国内および海外において、D1 グランプリシリーズの新たなイベントを開催するための興業権を保持する。しかし、その運用はエントラントおよび関係者の利益を考慮しなければならない。
- 3) D1 JAPAN ORGANIZATION は、シリーズタイトルスポンサー、シリーズパートナーズスポンサー等を獲得する権利を独占的に有するとともに、当該スポンサーの管理および便益供与する。また個別大会におけるタイトルスポンサーを獲得する権利は共同主催者ともに共有する。
- 4) エントラントから申請されたエントラントおよびドライバーまたは車両等の名称を不適当とした場合、当該名称の変更要請および参加登録(公式登録)を拒否することができる。
- 5) D1 グランプリシリーズに参加するすべてのエントラントの車両のフロントガラス上部のバイザー、左右のフェンダースペース、車載カメラによる映像範囲のスペースを有する。詳細は本規定 4 項の表示・露出に記す。
- 6) シリーズオフィシャルタイヤスポンサー以外のタイヤブランドに対して、スポンサーの露出効果の公平性を期すため、露出制限を設ける。詳細は本規定表示・露出に記す。
- 7) ドライバーおよびピットクルーに配布するパスとは別に、シリーズクレデンシャルパスをエントラントに対して発行する。また、その規定は以下の通りとする。
  - ① シリーズエントリーチーム(参戦車両 1 台につき) ⇒5 枚
  - ② スポットエントリーチームは参戦時のみの発行 ⇒3 枚
  - ③ レースクイーンおよびコントローラー用のシリーズクレデンシャルパス本規定 5 項レースクイーンに定める。
  - ④ 規則を厳守しない、またはオフィシャルスタッフの指示に従わないことが認められたチームに対しては、次戦または翌年より①②③の枚数が制限される。
- 8) スーパーライセンス保持者にはゲストパスを 2 枚配布する。
- 9) 前年度終了時ドライバーズランキング上位 8 名にはゲストパスを 3 枚配布する。
- 10) D1 グランプリシリーズにおける撮影、取材等の受付、管理を実施する。

### 4. エントラント

- 1) エントラントは、本規定を遵守することを条件に、D1 グランプリシリーズへの参加が認められる。
- 2) エントラントは、ドライバー、スポンサー、レースクイーンとの間で肖像権に関する契約を締

結した上で、公式登録しなければならない。契約不備のため生じた問題の解決は、すべてエン  
トランツの責任でおこなわれなければならない。

- 3) エントラントおよびエンツラントに帰属するすべての者は、本規定 1 項の 1) で定める D1 グラ  
ンプリシリーズロゴマークを D1 JAPAN ORGANIZAITON の許可なくして無断で使用することはでき  
ない。またエンツラントは、D1 JAPAN ORGANIZAITON の許可なく、エンツラントのスポンサー  
に対して当該ロゴマークを無断で使用させてはならない。ただし、エンツラントが作成する企  
画書はその限りではない。
- 4) エンツラントは、D1 グランプリシリーズのファンサービスに努めなければならない。
- 5) エンツラントに帰属するすべての者は以下の D1 グランプリシリーズ付帯イベントに協力し、  
スケジュール通り必ず参加しなければならない。
  - ① オープンピット(公開車検)
  - ② ピットウォーク(ドライバーは最低 20 分間ファンサービスに努めること)
  - ③ ドリフトクルーズ(競技外でのコース内走行による車両プレゼンテーション)
  - ④ D1 JAPAN ORGANIZAITON より指定された車両による同乗走行
  - ⑤ 決勝前セレモニー
  - ⑥ その他 D1 JAPAN ORGANIZAITON が D1 発展のために必要と指定されたイベント
- 6) エンツラントおよびチームスポンサーがパドックでプロモーション、ファンサービス等をおこ  
なう場合は通行の妨げにならないよう配慮しなければならない。
- 7) エンツラントは D1 JAPAN ORGANIZAITON が指示した場合を除き、公式スケジュール期間中はピ  
ットを閉鎖することを禁止する。
- 8) エンツラントに帰属するすべての者は、D1 JAPAN ORGANIZAITON の要請があった場合、以下の  
プロモーションに参加・協力しなければならない。ただしプロモーションへの参加・協力にあ  
たり、必要となる経費、出演料についてはその都度、別途提示するものとする。
  - ① テレビ、ラジオ、他メディアおよび公式プログラムの取材、メディアキャラバンの協力
  - ② D1 グランプリシリーズスポンサーのプロモーションイベント
  - ③ その他 D1 JAPAN ORGANIZAITON が必要と認めたプロモーションイベント
- 9) エンツラントに帰属するすべての者は、公式映像制作に積極的に協力しなければならない。
- 10) エンツラントは D1 JAPAN ORGANIZAITON がおこなうプロモーション活動を円滑に進行させる  
ことに協力しなければならない。
- 11) 本規定 3 項の 5) に基づき、エンツラントは当該スペースを D1 JAPAN ORGANIZAITON に供出する。  
またオフィシャルスポンサーと競合するスポンサーを保有する場合においても、それを  
拒否することはできない。
- 12) エンツラントは車両のスペック、使用部品等についてすべてを公開することを原則とし、詳  
細な取材に応じなければならない。
- 13) エンツラント代表は、エンツラントに帰属するすべての者に、道路交通法の規定を遵守させ  
る義務を負う。
- 14) チームクルーは統一されたデザインのチームユニフォームを着用しなければならない。
- 15) エンツラントおよびエンツラントに帰属するすべての者のいずれかが本規定に違反した場合  
は、D1 規則および D1 グランプリシリーズ規則とは別に、D1 JAPAN ORGANIZAITON により以下の  
いずれか、または組み合わせによる罰則が課せられる。D1 JAPAN ORGANIZAITON は当該罰  
則を適用するにあたっては、当該エンツラント関係者から十分な事情聴取を行ってから判定  
を下すものとし、その決定に対してエンツラントは抗議権を持たない。
  - ① 勧告(口頭または文書による勧告)
  - ② 注意喚起(公式ホームページまたは公式通知にて告知)
  - ③ 制裁金(1 万円以上)
  - ④ 当該年度の参加登録抹消(該当大会以後の参加取り消し)
  - ⑤ 当該年度または当該大会の獲得ポイント剥奪
  - ⑥ 次年度のシード権剥奪

⑦ 次年度の参加登録拒否

5. 表示・露出

D1グランプリシリーズにおいて、D1 グランプリシリーズ規則 9 項に対応する表示・ロゴ露出規定を定める。

1) オフィシャル管理以外の表示・露出

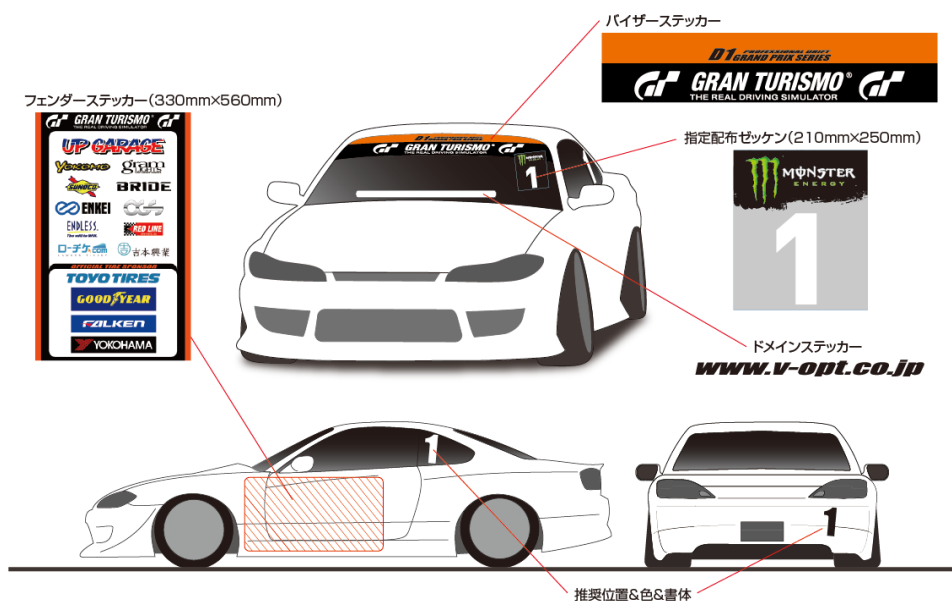
- ① D1 グランプリシリーズに関連した競技会以外のロゴおよび主催団体等のロゴを D1 JAPAN ORGANIZATION の許可なく如何なる場所にも表示・露出してはならない。
- ② シリーズスポンサーおよび大会スポンサー以外の社名・ロゴ露出、PR 活動は D1 JAPAN ORGANIZATION の許可なくメディア展開してはならない。
- ③ 車両、レーシングスーツ、ヘルメット、チームウェア等への社名表示・ロゴ露出は認められる。ただし、シリーズタイヤスポンサー以外のタイヤメーカーおよびタイヤブランド等の社名表示・ロゴ露出は、本項 3) により制限される。

2) オフィシャルコントロール表示

① 車両表示義務

D1 グランプリシリーズの参加車両は、以下に示すオフィシャルコントロールステッカー（バイザーステッカー、フェンダーステッカー、ドメインステッカー、指定配布ゼッケン、左右ゼッケン）の貼付義務を有する。

- i. フロントウィンドウ上部にバイザーステッカーおよび指定配布ゼッケンを貼付すること。（図 1）。
- ii. フロントウィンドウ下部に VIDEO-OPTION ドメインステッカーを貼付すること。（図 1）。
- iii. 左右フェンダーまたは左右ドアにフェンダーステッカーを貼付すること。（図 1）
- iv. ゼッケンは以下の 3 ヶ所に表示すること。（図 1）。
  - a. フロントウィンドウ  
（指定配布ゼッケン、サイズ 250mm×210mm、透明部分は切り除くことが認められる）
  - b. 左右ボディ側面
  - c. リヤバンパー（任意表示）
- v. ゼッケン数字は大会オフィシャルより認識が困難と指摘された場合、書体・色を修正しなければならない。（図 1）



## ② ウエア表示義務

### i D1 オフィシャルロゴワッペン貼付

- a. 参戦時のレーシングスーツにはD1 ワッペン (70mm × 70mm) を貼付すること。(図 2)
- b. D1 ワッペンはスーツ正面の左胸最上部に貼付すること。



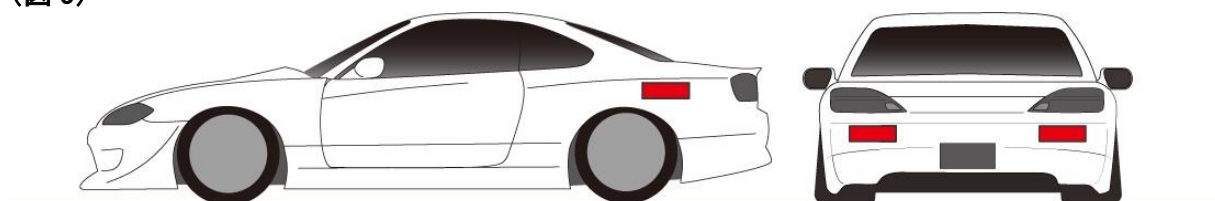
(図 2)

## 3) 大会協賛タイヤメーカー以外のタイヤ銘柄に対するロゴ露出制限

### ① 競技車両ならびに展示車両へのロゴ露出制限

- i. 以下 1 および 2 の場所にものみ (最大 4 枚まで) ロゴ表示が認められる (図 3)。
  - a. リヤフェンダー (300mm × 100mm)
  - b. リヤバンパー (300mm × 100mm)
- ii. タイヤブランド訴求が認められるようなボディカラーは認められない。

(図 3)



- ②レーシングスーツ(メカニックスーツ含む)およびヘルメットへのロゴ貼付制限
- i. レーシングスーツは、以下1、2の場所에만(最大3枚まで)ロゴ表示が認められる。  
(図4)
    - a. 左右の胸どちらか1枚(150mm×50mm)
    - b. 左右の腕それぞれ1枚ずつ(150mm×50mm)
  - ii. ヘルメットは、バイザー(シールド)部分におけるタイヤ関係ロゴ露出は認められない  
(図5)



(図4)



(図5)

- ③その他の事項におけるロゴ露出制限
- i. チーム名および車名へのタイヤメーカー名、タイヤ名およびタイヤブランド名の使用は認められない。
  - ii. ドライバー、チームクルーならびにその関係者が着用するウェア・キャップ等へのタイヤメーカー名、タイヤ名およびタイヤブランド名の記載は認められない。
  - iii. 車載カメラのカメラアングル内(ダッシュボード等)へのタイヤメーカー名、タイヤ名およびタイヤブランド名の記載は認められない。
  - iv. ピットウォーク、開会式、表彰式等、会場内におけるタイヤメーカー、タイヤおよびタイヤブランドのプロモーション行為は認められない。

## 6. レースクイーン

D1 グランプリシリーズ(シリーズ戦とエキジビション戦、プロモーションイベント等を含む)において登録されるレースクイーン(略称:RQ)を、イベントを盛り上げるエンターテインメントのひとつと考え、その地位向上をはかるとともに付加価値を高め、品格維持を目的として本規定を設ける。エンタラントは本規定を承諾するとともに、管理下に置かれるレースクイーン、および運用担当者(以下コントローラー)は、本規定の周知徹底を図らなければならない。

### 1) レースクイーンの定義

- ① チームスタッフとは明らかに違うスポンサー企業ロゴの入ったコスチュームまたはそれに類似した衣装を着用し、大会会場でプロモーション活動に従事する女性をレースクイーンと規定する。
- ② 着ぐるみなどの企業キャラクターはレースクイーンとは規定しない。

### 2) コスチューム・衣装における禁止事項

- ① 品格維持に努め、公序良俗に反する行為をしてはいけない。
- ② 過度な露出の過激なコスチューム、衣装、服装は禁止する。
- ③ 開催国の文化に配慮したコスチューム、衣装でなければならない。



### 3) 登録と変更

- ① D1 グランプリシリーズに参加するレースクイーンは、すべて管理責任者であるスポンサーまたはエントラントが期限までに D1 JAPAN ORGANIZATION に氏名(芸名)をレースクイーン登録申請書にて登録しなければならない。
- ② 登録できる人数の上限は、レースクイーン4名とコントローラー1名までとする。
- ③ 登録の変更がある場合は、大会開催週の月曜日までに D1 JAPAN ORGANIZATION に申請し、変更のあったレースクイーンパスを返納しなければならない。

### 4) シリーズクレデンシャルパスの発行

- ① 登録人数に応じて D1 JAPAN ORGANIZATION から、公式登録申請書1通に対して最大4枚までレースクイーン用シリーズクレデンシャルパスを発行する。
- ② D1 JAPAN ORGANIZATION から、公式登録申請書1通に対して1枚のコントローラー用シリーズクレデンシャルパスを発行する。
- ③ レースクイーン用シリーズクレデンシャルパス、およびコントローラー用シリーズクレデンシャルパスの管理は、当該スポンサーおよびエントラントが責任をもっておこなうものとする。
- ④ 紛失等の際に再発行するシリーズクレデンシャルパスは1につき8万円(税込)とする。

### 5) D1 グランプリシリーズ付帯イベントへの参加

- ① D1 グランプリシリーズ付帯イベントとは、決勝前セレモニー、追走スタート地点プロモーション、表彰セレモニーと、それに準ずるものとする。
- ② D1 グランプリシリーズ付帯イベントに参加を希望する場合は、登録されているレースクイーンのなかから以下の人数内で、毎戦必ずコース入場誓約書を D1 JAPAN ORGANIZATION に提出しなければならない。
  - i. スポンサー所属レースクイーン ⇒ 上限4名までとする
  - ii. エントラント所属レースクイーン ⇒ 上限2名までとする
- ③ コース入場誓約書の提出期限は当該大会開催週の月曜日までとする。
- ④ D1 グランプリシリーズ付帯イベントには、申請された者以外の入場は許されない。
- ⑤ D1 グランプリシリーズ付帯イベントへの参加は、追走進出チームおよび D1 グランプリシリーズスポンサーのみとする。
- ⑥ パドックでプロモーション、ファンサービス等をおこなう場合は、通行・運営の妨げにならないように配慮しなければならない。

### 6) 規定違反による罰則

本規定に違反した場合、当該スポンサーおよびエントラントに対して以下の罰則を科すものとする。

- ① 最初に規定違反が発覚した場合は、当該レースクイーンを戒告処分とする。ただし公序良俗に反した者は、最初の違反でシリーズクレデンシャルパスを没収する。また減員による追加、変更申請は認めない。
- ② 戒告ののち、規定違反行為を再度おこなった場合は、本規定に則って発行しているシリーズクレデンシャルパスを没収し、D1 グランプリシリーズ付帯イベントへの参加を禁止する。また減員による追加、変更申請は認めない。